

令和6年11月14日
財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

(有)宗田建設を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(有)宗田建設(唐津市肥前町星賀乙213-1)

- ・土木一式工事-C級
- ・管工事-C級
- ・水道施設工事-級外

2 指名停止期間

11月15日から11月28日まで 2週間

3 指名停止理由

(有)宗田建設は、令和6年9月9日、「馬渡水路災害復旧工事ほか2工事」において、作業員1人が床ならし作業を行っていた際に、掘削部の一部の土砂が崩れて当該作業員の足が埋まり、股関節等を負傷する事故を発生させ、令和6年11月1日に唐津労働基準監督署から労働安全衛生法違反により是正勧告を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」(以下「要綱」という。)別表第1第7項(安全管理の措置が不適切により生じた建設工事等関係者事故)に該当する。

指名停止期間については、(短期)2週間以上(長期)4か月以内の範囲で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準」別表のス(市工事等で工事関係者に重傷者(全治2か月以上をいう。))を生じさせた場合)に該当し、加算条項に該当しないため2週間とする。

5 令和4年度～令和6年度発注実績

令和4年度 10件 52,921,900円

令和5年度 16件 33,349,800円

令和6年度 8件 32,182,700円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当:島松

電話:直通 72-9240 (内線1360)